

## 密漁の罰則強化を求める意見書

釧路市内の漁業協同組合は、季節ごとに旬の魚介類を水揚げし、「食の安全・安心」を合言葉に、道内外へ水産物を供給するため多額の費用と労力を投じ、増殖事業や種苗放流に取り組むなど、「つくり育てる漁業」を実践してきた。しかしながら、こうした漁業者の努力を無にする密漁が依然として多発し、一部魚種では密漁者たちの略奪によって著しく減少し、今後の経営が危ぶまれる状況にある。

この状況は見過ごすことが出来ないことから、監視活動や啓発活動等、密漁防止のための各種努力を行っているが、それでも対応しきれない状況にあり、特に密漁者の大半が道の調整規則によって摘発されるケースが多いものの、調整規則そのものの罰則が現行では懲役6ヶ月以下、罰金10万円以下と極めて軽微であるため、密漁者たちの再犯が繰り返されている要因の一つであると考えている。

よって、国においては、農林水産省令と漁業調整規則では、対象とする漁法、漁船トン数や水産動植物に違いはあるものの、「漁業取り締まりや漁業調整」の重要性に差はないことから、多発する密漁に対処するため漁業法第65条の改正により、漁業調整規則の罰則を農林水産省令と同一とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年12月13日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
農林水産大臣

宛